

### 仙台市災害危険区域条例の一部改正について

仙台市震災復興計画（案）に掲載する津波により甚大な被害を受けた東部地域の安全な住まいの確保に関して，国の防災集団移転促進事業を活用するに当たっての要件となる災害危険区域の指定等を行うため，関係条例を整備する

#### 1 改正の理由

津波による危険の特に著しい区域を災害危険区域に指定するとともに，当該区域においては住居の用に供する建築物を建築してはならないこととするもの

#### 2 改正の概要

(1) 津波による危険の特に著しい区域で市長が指定するものを災害危険区域（\*）に指定するもの

\* 地方公共団体が条例で指定する津波，高潮，出水等による危険の著しい区域

(2) 2(1)の区域においては，住居の用に供する建築物を建築してはならないこととするもの

#### 3 施行日

公布の日

#### 4 災害危険区域の範囲

右記の範囲を想定

